

議案第61号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所等の従業者配置の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第7条第1項及び第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。